

---

令和5年度第12回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和6年3月14日(木) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部	寛				
会長職務代理者	13番	山根	祐一				
	14番	川村	忠幸				
委員	1番	田中	孝幸	2番	東田	輝正	
	3番	明治	良一	4番	岸本	慶子	
	5番	衣笠	指囷	6番	横野	俊彦	
	7番	大村	祥一朗	8番	上田	正人	
	9番	大谷	誠一	10番	細田	邦男	
	11番	山本	知司				

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾	寿秋	井上	寿光
	荻原	晴雄	岸本	政明
	横山	茂	猪本	正己
	佐藤	洋一	藤田	榮一郎
	鎌谷	一也	中山	浩一
	保田	公範	公賀	義高

4. 欠席委員 山田 裕人 中嶋 美枝子

5. 議事日程

- |    |            |                               |    |    |    |    |     |
|----|------------|-------------------------------|----|----|----|----|-----|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 6番                            | 横野 | 俊彦 | 7番 | 大村 | 祥一朗 |
| 第2 | 報告事項1      | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について      |    |    |    |    |     |
|    | 2          | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について    |    |    |    |    |     |
|    | 3          | 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて       |    |    |    |    |     |
|    | 4          | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について |    |    |    |    |     |
| 第3 | 議案第1号      | 農地法第3条の規定による許可申請審議について        |    |    |    |    |     |
| 第4 | 議案第2号      | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について     |    |    |    |    |     |
| 第5 | 議案第3号      | 農用地利用集積等促進計画について              |    |    |    |    |     |
| 第6 | 議案第4号      | 令和6年度農作業標準賃金の決定について           |    |    |    |    |     |
| 第7 | その他        |                               |    |    |    |    |     |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂  
主 事 奥谷 真好

## 6. 会議の概要

局長

開会（15時30分）

本日の欠席者は、山田推進委員、中嶋推進委員の2名です。

農業委員 出席者数 14名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和5年度第12回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、6番 横野俊彦委員、7番 大村祥一郎委員、をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが皆さんのお手元にある資料、鎌谷推進委員が能登半島震災支援に行かれたということで報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

鎌谷推進委員

能登半島震災支援について

※鎌谷推進委員報告、内容省略

議長（会長）

ありがとうございました。その他、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。今月は6件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。6ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は5件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法第3条の許可の取り消しについて報告します。9ページをご覧ください。令和5年11月委員会において審議していただきました「用呂字●●●●」「用呂字●●●●」「用呂字●●●●」の所有権移転売買について、令和5年11月14日付で許可

事務局	<p>通知を行いました。譲渡人と譲受人との契約が不成立となったため、両者より令和6年2月26日付で許可の取消願が提出されました。これを受け、2月28日付で許可取消の通知を行いました。以上です。</p>
	<p>報告4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。5件の該当事業がありました。10ページをご覧ください。八頭町役場 建設課の落岩地区災害復旧工事に係る残土仮置場が1件、麻生地区農業用施設災害復旧工事の仮設道路設置が1件、八頭県土整備事務所の私都川河川災害復旧工事に係る工事用道路及び資材置場の設置が3件です。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号39-1と40-2についてですが、関連することから事務局は一括して説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号39-1と40-2について一括して説明します。 始めに、受付番号39-1について説明します。 <b>【議案第1号 受付番号39-1 朗読後、説明】</b> 土地の所在地 下津黒地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 572㎡ 理由につきましては、地籍調査事業により錯誤が発覚し、耕作の実態に合わせて交換をするものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは所有する農地で水稲や野菜を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、野菜を栽培される予定です。 通作については、自宅から50m程度であり問題ないと思われま す。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は20年以上、●●●●さんも20年以上の農業従事期間がありますので問題はないと思われま す。 最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、</p>

事業局

申請地では野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

次に、受付番号 40-2 について説明します。

【議案第 1 号 受付番号 40-2 朗読後、説明】

土地の所在地 下津黒地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 537 m<sup>2</sup>

理由につきましては、先ほどの受付番号 39-1 と同様、地籍調査事業により錯誤が発覚し、耕作の実態に合わせて交換をするものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは所有する農地で水稲や野菜を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、引き続き水稲を栽培される予定です。

通作については、自宅から 500m 程度であり問題ないと思われま

す。農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は 40 年以上、他の世帯員 5 名も 5 年以上の農業従事期間がありますので問題はないと思われま

す。最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稲を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

この件につきましては、5 番 衣笠指図委員に事前調査をお願いしていますので、一括して報告をお願いします。

衣笠委員

失礼します。地区担当の衣笠です。3 月 9 日に地権者の●●さんと●●さん両人に立会をいただきまして現地確認とその場で聞き取りを行いました。まず農地の現状ですが先ほど事務局から説明がございましたけども、字●●●●番●の畑、これは今はちょっと●●さんが忙しい結果、手が掛けられずにちょっと荒れた、農地パトロールでいう赤色の状態でした。それと字●●●●番の田ですけども、これはすぐ下に●●番という●●さん名義の田がございまして、現在は●●番とすぐ下の●●番が 1 枚の田に整備されています。話を聞きますのにこれは昭和 60 年頃の土地改良事業のときから 1 枚のくぼに仕上げられてあってその中で●●番と●●番という 2 筆が 1 枚になっていたというふうなことのようでございます。それで両家とも先代が近年に亡くなられたものですから相続手続きを

衣笠委員	<p>される中で、土地が変わっているということに気づかれたそうでございます。今から40年前の改良事業のときから、現状は全く変わっておらず、その際に何らかの理由で登記手続きがされずに農地交換ですかね、されたものと思慮します。この度、●●さん●●さん、両者合意の上で正規の登記手続きをされるというものであります。問題はないと思われまます。以上でございます。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。 始めに、受付番号39-1について採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号39-1について、申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号40-2について採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号40-2について、申請どおり決定といたします。 以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。  続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号13-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号13-1について説明をします。議案書の2ページをご覧ください。 <b>【議案第2号 受付番号13-1 朗読後、説明】</b> 土地の所在地 徳丸地内 登記地目：畑 現況地目：畑</p>

事務局

面積 459 m<sup>2</sup>

資料については、議案書の4ページから7ページに付けています。

場所については、議案書の4ページから5ページに図面を付けていますが、上徳丸の東にある農地になります。土地利用計画図は7ページに付けています。

転用理由につきましては、申請人が経営する農園の来客用駐車場10区画として整備したいとのことでした。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側・西側・北側を町道、南側は宅地であり、周辺農地へ影響はありません。

また、雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、7番 大村祥一朗委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

大村委員

7番の大村です。3月9日に●●さんと●●さん双方と一緒に現地確認をさせていただきました。今の状況は、以前、柿の木か何かが植わっていたみたいでそれは切ってあって何も無い状態です。●●さんのおうちはぶどうを作っておられて、お客さんが買いに来られるための駐車場を整備したいとのことでした。場所的にも家からすぐのところですので何も問題ないかと思われれます。以上です。

議長（会長）	はい。ありがとうございます。この件につきまして質問意見等ある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号14-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	<b>【議案第2号 受付番号14-2 朗読後、説明】</b> 土地の所在地 宮谷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 370 m <sup>2</sup> 資料については、議案書の8ページから12ページに付けています。 場所については、議案書の8ページから9ページに図面を付けていますが、宮谷地内に位置する農地です。土地利用計画図は11ページに付けています。 転用理由につきましては、職員用駐車場として25区画を整備したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、管理設道路の沿道に位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。 また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。 事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。 周辺農地への影響ですが、西側、北側及び南側は町道、東側は田



事務局	<p>です。当該地には建物は設置しないため、周辺の農地には影響を及ぼさない。</p> <p>また、雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流し、汚水は発生しません。</p> <p>日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、1番 田中孝幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
田中委員	<p>1番の田中です。3月4日に社会福祉法人●●の代理人である●●●●事務所、担当の●●さんに電話で聞き取りをしました。今現在、社会福祉法人●●の職員の駐車場がなくて、空いているところに置いているような状態なので駐車場を整備するということです。排水についても整備するようにしてあるようなので問題ないと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、受付番号15-3について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案第2号 受付番号15-3 朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地：宮谷地内</p> <p>登記地目：田 現況地目：田</p> <p>面積 274 m<sup>2</sup></p>

土地の所在地：宮谷地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積 256 m<sup>2</sup>  
土地の所在地：宮谷地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積 222 m<sup>2</sup>  
土地の所在地：宮谷地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積 350 m<sup>2</sup>  
土地の所在地：宮谷地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積 561 m<sup>2</sup>

土地の所在地：郡家地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積 396 m<sup>2</sup>  
土地の所在地：宮谷地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積 154 m<sup>2</sup>  
土地の所在地：宮谷地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積 511 m<sup>2</sup>  
土地の所在地：宮谷地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積 138 m<sup>2</sup>  
土地の所在地：宮谷地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積 64 m<sup>2</sup>

土地の所在地：郡家地内  
登記地目：畑 現況地目：畑  
面積 105 m<sup>2</sup>

土地の所在地：郡家地内  
登記地目：畑 現況地目：畑  
面積 39 m<sup>2</sup>

土地の所在地：郡家地内  
登記地目：田 現況地目：畑  
面積 638 m<sup>2</sup>

事務局

資料については、議案書の13ページから19ページに付けています。

場所については、議案書の13ページから14ページに図面を付けていますが、宮谷及び郡家地内に位置する農地です。

転用理由につきましては、建築条件付売買予定地として18区画を整備したいとのことでした。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、住宅等が連たんする区域内に位置する第3種農地です。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写し及び融資証明書により確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は山林、西側は田、北側は宅地、南側は畑であり、隣接農地の同意は得られています。

また、雨水は新設の道路側溝を通じて既設の道路側溝及び農業用水路に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

日照、通風については、隣接農地は南に位置し、一定の距離をとっているため営農に支障はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、1番 田中孝幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

田中委員

1番の田中です。3月4日にですね、●●●●株式会社、担当の●●●さんに連絡をしまして計画を聞いてみました。18区画の整備をするということです。今現在は、地籍調査の現地調査が終わった段階で売買契約も全て済んでいるということでした。4日と5日には譲渡人の●●さんと●●さん、●●さん、●●さん、●●さんに連絡をしまして売買契約の状況を聞きましたら、全て完了しているということなので問題ないと思います。以上です。

議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第2号 農地法5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。
事務局	<p>続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案書の20ページをご覧ください。 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について説明します。八頭町長より令和6年2月29日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。整理番号381-1から443-63について説明します。 この度鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地137,254㎡(82筆)と既に機構へ貸し出されている農用地44,224㎡(23筆)を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人5社へ55,073㎡(32筆)、その他18名の個人耕作者へ126,405㎡(73筆)を貸付けするものです。以上です。</p>
議長（会長）	それでは審議を行います。整理番号381-1から443-63につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)

議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。整理番号 381-1 から 443-63 につきまして、申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 6 議案第 4 号 令和 6 年度農作業標準賃金の決定について審議をいたします。事務局は説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 4 号 令和 6 年度農作業標準賃金の決定について説明します。議案書の 42 ページ及び本日追加で配布しております、令和 6 年度農作業標準賃金の案をご覧ください。3 月 5 日に八頭町農作業標準賃金検討会を開催いたしました。</p>
事務局	<p>本委員会からは、山根職務代理、川村職務代理に出席いただき、町内 J A 各支店長、町産業観光課長、町内農業法人及び農業者等の地域ごとの代表、計 10 名で検討していただきました。</p> <p>結果といたしましては、稲作関係は、鳥取県の最低賃金が、鳥取県の最低賃金額が 854 円から 900 円へ引き上げられたことに合わせ、一般労務を、摘要に記載のとおり、1 時間 900 円～1 時間 1,080 円。標準金額 7,200 円～8,640 円としております。</p> <p>標準金額の根拠としましては、鳥取県最低賃金に合わせ 900 円×8 時間＝7,200 円。最高金額につきましても、最低金額の 2 割増しの 1 時間あたり 1,080 円×8 時間＝8,640 円としたところでございます。</p> <p>次にコンバインですが、10a 以上は 180 円増額の 16,610 円、10a 未満は 270 円増額の 18,270 円。乾燥は 10a 当り 480 円増額の 9,680 円、60kg 乾籾は 80 円増額の 1,380 円としています。</p> <p>次に畦草刈りについてですが、令和 5 年度土木工事実施設計単価表より算出した、2,340 円～2,850 円としております。</p> <p>算出の根拠につきましては、軽作業員の単価 15,200 円とし、時間単価は 15,200 円÷8 時間＝1,900 円。機械費等を単価の 3%として 456 円。よって基本金額は 1,900 円+456 円＝2,356 円となります。また、上限及び下限を±10%をとして設定し、それぞれ消費税 10%を加えた、2,340 円～2,850 円を記載しています。</p> <p>また、バインダー、ハーベスター脱穀、動力散布機についてですが、他の市町も金額を提示しない傾向にあり、また町内で請け負う者が少ないため、令和 6 年度より項目を削除しています。</p> <p>果樹関係については、毎年 3 月中旬に行われる八頭郡果樹協会総会（郡家、八東、河原 2、佐治）で決定される標準賃金を用いることを慣例としております。記載の金額で提案され、決定される見込</p>

事務局	<p>みであり、変更の場合は修正させていただきます。</p> <p>決定後につきましては、広報4月号に折り込み、全戸配布、八頭町ホームページ掲載予定です。</p> <p>なお、八頭町農作業標準賃金検討委員会設置要綱第5条において「農作業標準賃金は、検討委員会の意見を尊重し農業委員会総会において決定する。」と規定されています。説明は、以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。公賀推進委員どうぞ。</p>
公賀推進委員	<p>推進委員の公賀です。前年と変わったところを教えてくださいませんか。</p> <p>※事務局説明、内容省略</p>
山根会長職務代理者	<p>参考までに報告させていただきます。この標準賃金を検討するにあたりまして東部市町の資料を見せていただきました。はっきり言いまして大きく開きがありました。八頭町の実態としてもう少し高くてもいいんじゃないかなという思いもしましたが、やはりここで一気に上げるということにはなりませんし、上げることによって農業離れに拍車をかけるんじゃないかという心配もありました。上げ幅を最小限にさせてもらったところが実情でございます。どうかご理解をお願いしたいと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。皆さんの方で、質問等がありますでしょうか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、日程第6 議案第4号 令和6年度農作業標準賃金の決定についての審議を終了します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第7 その他について、事務局より説明願います。</p> <p>●資料提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続登記の義務化について</li> <li>・令和6年産八頭町各地域米の生産数量目標(目安)設定について</li> <li>・農地法等各種許可申請書及び申出書の記載例について</li> <li>・令和6年度農業委員会の開催予定について</li> </ul>

事務局

●次回の農業委員会開催日時について

次回の農業委員会は4月11日（木）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。

議長（会長）

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

（なし）

議長（会長）

無いようですので、以上で第12回農業委員会を終了します。

終了（14時45分）